

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 桜十字

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 熊本県熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和46年12月15日

(4) 設立登記年月日 昭和46年12月20日

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	桜十字病院	熊本県熊本市南区御幸木部 一丁目1番1号	地域包括ケア病棟 56床
			障害者施設等一般病棟 163床
			特殊疾患病棟 57床
			回復期リハビリテーション病棟 60床
			医療療養病棟 277床

			緩和ケア病棟 25 床
病院	桜十字熊本東病院	熊本県熊本市東区三郎一丁目 12 番 25 号	障害者施設等一般病棟 36 床 緩和ケア病棟 13 床
診療所	桜十字クリニック	熊本県熊本市南区御幸笛田七丁目 11 番 85 号 101 号室	
診療所	メディメッセ桜十字クリニック	熊本市中央区平成三丁目 23 番 30 号 3 階	
介護老人保健施設	レ・ハビリス桜十字熊本東	熊本県熊本市東区三郎一丁目 12 番 30 号	入所定員 120 名 通所定員 50 名

注) 1. 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
居宅介護支援事業 ケアセンター桜十字	熊本県熊本市南区御幸木部 7 丁目 14 番 21 号	
居宅介護支援事業 Let's ケアプラン！桜十字	熊本県熊本市南区御幸木部 1 丁目 1 番 1 号	
居宅介護支援事業 Let's ケアプラン！熊本東	熊本県熊本市東区三郎一丁目 12 番 25 号	
居宅サービス事業訪問介護 Let's ヘルパー！桜十字	熊本県熊本市南区御幸笛田 7 丁目 11 番 85 号 110 号室	
居宅サービス事業訪問介護 ケアステーション桜十字	熊本県熊本市南区御幸木部 7 丁目 14 番 21 号	
有料老人ホーム ホスピタルメントさくら西館	熊本県熊本市南区御幸木部 1 丁目 1 番 1 号	
有料老人ホーム ホスピタルメントさくら東館	熊本県熊本市南区御幸笛田 7 丁目 15 番 3 号	
医療法第 42 条第 3 号に基づく巡回 診療事業 桜十字病院	熊本県熊本市南区御幸木部 1 丁目 1 番 1 号	
熊本市東 5 地域包括支援センター	熊本県熊本市東区花立二丁目 4 番 5 号 花立ヒルズ 1 階	
通所介護事業 Let's リハ！御幸	熊本県熊本市南区御幸笛田 7 丁目 15 番 3 号	

訪問看護及び介護予防サービス事業 介護予防訪問看護 Let's ナース！桜十字	熊本県熊本市南区御幸木部1丁目1番1号	
訪問看護及び介護予防サービス事業 介護予防訪問看護 Let's ナース！熊本東	熊本県熊本市東区三郎1丁目12番25号	
訪問看護及び介護予防サービス事業 介護予防訪問看護 訪問看護ステーション ホスピタ	熊本県熊本市南区御幸木部1丁目1番1号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和4年4月1日 理事選任の件
 令和4年4月22日 診療所新規開設の件
 役員数変更
 令和4年5月30日 定時社員総会の延期の件
 令和4年6月30日 令和3年度決算報告書承認の件
 役員報酬月額改定の件
 令和4年7月29日 法人の理事1名の選任（メディメッセ桜十字クリニック新規開設）
 令和4年9月16日 訪問看護事業開設（訪問看護ステーション ホスピタ）
 定時社員総会の開催月変更
 附帯業務等文言変更
 令和4年11月30日 令和5年度事業計画及び収支予算承認の件

(5) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式第三号

法人名 医療法人 桜十字

※医療法人整理番号

所在地 熊本県熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

財 産 目 録
(令和5年3月31日現在)

1. 資 産 額	15,526,826 千円
2. 負 債 額	2,536,927 千円
3. 純 資 産 額	12,989,899 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	10,486,913
B 固 定 資 産	5,039,913
C 資 産 合 計 (A + B)	15,526,826
D 負 債 合 計	2,536,927
E 純 資 産 (C - D)	12,989,899

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式第一号

法人名 医療法人 桜十字

※医療法人整理番号

所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	10,486,913	I 流 動 負 債	1,869,798
現金及び預金	1,413,260	買掛金	51,173
事業未収金	1,832,409	短期借入金	171,768
未収金	257,594	未払金	395,683
棚卸資産	31,280	未払費用	409,677
短期貸付金	6,789,400	未払法人税等	386,659
前渡金	16,542	未払消費税等	10,221
前払費用	39,265	預り金	137,466
立替金	11,037	入居保証預り金	114,282
未収還付消費税等	55,731	賞与引当金	188,652
その他の流動資産	53,119	その他の流動負債	4,217
貸倒引当金	△ 12,724		
II 固 定 資 産	5,039,913		
1 有 形 固 定 資 産	3,448,170		
建物	2,011,250		
建物附属設備	349,959		
構築物	56,256		
医療用器械備品	338,109		
その他の器械備品	156,727		
車両及び船舶	13,841	II 固 定 負 債	667,129
土地	479,929	修繕引当金	41,826
建設仮勘定	3,475	長期借入金	378,051
その他の有形固定資産	38,624	役員退職慰労引当金	11,510
2 無 形 固 定 資 産	59,644	退職給付引当金	235,742
ソフトウェア	49,399		
その他の無形固定資産	10,245	負 債 合 計	2,536,927
3 そ の 他 の 資 産	1,532,099	純 資 産 の 部	
出資金	364,550	科 目	金 額
投資有価証券	806,008	I 出 資 金	6,273
保証金敷金	201,828	II 積 立 金	12,983,626
繰延税金資産	153,123	繰越利益積立金	12,983,626
その他の固定資産	6,590		
資 産 合 計	15,526,826	純 資 産 合 計	12,989,899
		負債・純資産合計	15,526,826

様式第二号

法人名 医療法人 桜十字
所在地 熊本県熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		10,993,938
2 事業費用		
(1)事業費	6,499,169	
(2)本部費	3,246,591	9,745,760
本来業務事業利益		1,248,178
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		1,247,313
2 事業費用		902,242
附帯業務事業利益		345,071
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		-
2 事業費用		-
収益業務事業利益		-
事業利益		1,593,249
II 事業外収益		
受取利息	33,030	
その他の事業外収益	210,477	243,507
III 事業外費用		
支払利息	5,095	
その他の事業外費用	8,963	14,058
経常利益		1,822,698
IV 特別利益		
固定資産売却益	221	221
V 特別損失		
固定資産除却損	2,538	
固定資産圧縮損	14,371	
その他の特別損失	210	17,119
税引前当期純利益		1,805,800
法人税・住民税及び事業税	525,708	525,708
法人税等調整額	18,174	18,174
当期純利益		1,261,918

様式5

法人名 医療法人 桜十字

※医療法人整理番号

所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	44,661,896	不動産賃貸など	金銭の貸借	金銭の貸借	3,338,000	短期貸付金	6,519,635

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ・取引条件および決定方針：株式会社 桜十字が金融機関から借り入れる場合の金利と同水準程度とする。

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	44,661,896	不動産賃貸など	不動産の賃借	不動産賃借	313,400	地代家賃	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ・取引条件および決定方針：外部の鑑定会社が作成した鑑定評価額に基づき賃料を設定。

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	44,661,896	不動産賃貸など	クリーニングの支払	クリーニング	173,907	洗濯委託費	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ・取引条件および決定方針：第三者からの見積書を基に単価を設定。

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	44,661,896	不動産賃貸など	館内清掃の支払	館内清掃	130,284	清掃委託費	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ・取引条件および決定方針：第三者からの見積書を基に価格設定。

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	44,661,896	不動産賃貸など	事務委託などの支払	事務委託など	223,232	事務委託費	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ・取引条件および決定方針：同種のサービスの市場実勢を勘案して決定しております。

様式5

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字熊本	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	296,260	事務委託など	事務委託などの支払	事務委託など	957,887	事務委託費	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

・取引条件および決定方針：同種のサービスの市場実勢を勘案して決定しております。

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	44,661,896	不動産賃貸など	保育園運営費の支払	保育園運営	50,820	その他の委託費	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

・取引条件および決定方針：同種のサービスの市場実勢を勘案して決定しております。

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人桜十字

理事長 倉津 純一 殿

私は、医療法人桜十字の令和4年会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和5年6月30日

医療法人桜十字

監事

この写しは原本と相違ありません

令和5年7月27日

熊本市南区御幸木部1丁目1番1号

医療法人 桜 十

理事長 倉津 純

様式第四号

法人名 医療法人 桜十字
所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

※医療法人整理番号

純資産変動計算書
(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

(単位:千円)

	出資金	積立金		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
		繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
令和4年4月1日 残高	6,273	11,721,708	11,721,708				11,727,981
会計年度中の変動額							
当期純利益		1,261,918	1,261,918				1,261,918
会計年度中の変動額合計	0	1,261,918	1,261,918				1,261,918
令和5年3月31日 残高	6,273	12,983,626	12,983,626				12,989,899

様式第五号

法人名 医療法人 桜十字

※医療法人整理番号

所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	2,128,840	1,637	0	2,130,477	1,613,466	119,227	2,011,250
	建物附属設備	359,325	60,100	13,333	406,092	2,483,516	56,133	349,959
	構築物	38,130	25,605	368	63,367	399,427	7,111	56,256
	医薬用器械備品	124,492	319,722	1,038	443,176	513,967	105,067	338,109
	器具備品	82,353	121,178	2	203,529	307,014	46,802	156,727
	車両運搬具	24,110	5,081	0	29,191	165,649	15,350	13,841
	その他有形固定資産	16,307	49,027	0	65,334	41,827	26,710	38,624
	土地	479,929	0	0	479,929	0		479,929
	建設仮勘定	574,946	820,597	1,392,068	3,475	0		3,475
	計	3,828,432	1,402,947	1,406,809	3,824,570	5,524,866	376,400	3,448,170
無形 固定 資産	ソフトウェア	9,726	49,676	0	59,402	384,735	10,003	49,399
	その他無形固定資産	10,245	0	0	10,245	0		10,245
			0	0	0	0		0
						0		0
	計	19,971	49,676	0	69,647	384,735	10,003	59,644
その 他 の 資 産	出資金	364,550	0	0	364,550	0		364,550
	長期貸付金	200	25	225	0	0		0
	投資有価証券	336,218	500,000	30,210	806,008	0		806,008
	保険積立金	31,826	0	31,826	0	0		0
	保証金敷金	187,652	19,540	5,364	201,828	0		201,828
	繰延税金資産	171,297	0	18,174	153,123	0		153,123
	その他固定資産	1,194	6,189	123	7,260	2,322	670	6,590
	計	1,092,937	525,754	85,922	1,532,769	2,322	670	1,532,099

様式第六号

法人名 医療法人 桜十字

※医療法人整理番号

所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	40,780	12,724		40,780	12,724
修繕引当金	43,586	31,703	33,464		41,825
賞与引当金	181,719	188,652	181,719		188,652
退職給付引当金	237,322	19,243	20,823		235,742
役員退職慰労引当金	10,480	11,510	10,480		11,510

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替によるものであります。

様式第七号

法人名 医療法人 桜十字
所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

※医療法人整理番号

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	150,000	150,000	0.32636%	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	165,268	21,768	0.35568%	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	399,819	200,000	0.20000%	2023年-2035年
		100,000	0.20000%	
		78,051	0.35568%	
その他の有利子負債				
合 計	715,087	549,819	—	—

(注) 1. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	21,768	39,276	51,504	42,483

様式第八号

法人名 医療法人 桜十字

※医療法人整理番号

所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
アイテック㈱	10,000	10,000
計		10,000

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
日本航空㈱	1,000,000口	100,000
㈱東京クラシック	1株券	18,780
戸塚カントリー倶楽部	額面金額85万円	21,086
ZenShin Core Tecnology Parallel Fund, L.P.	10,000口	166,142
六本木四丁目計画		500,000
計		806,008

様式第九の一号

法人名 医療法人 桜十字
所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

※医療法人整理番号

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材料費	587,789		587,789	4,498		592,287
給与費	4,704,734	103,943	4,808,677	626,223		5,434,900
委託費	531,461	1,822,245	2,353,706	179,387		2,533,093
経費	674,715	1,320,403	1,995,118	85,841		2,080,959
売上原価	470		470	6,293		6,763
その他の事業費用						
計	6,499,169	3,246,591	9,745,760	902,242	0	10,648,002

様式九の二号

法人名 医療法人 桜十字
所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

※医療法人整理番号

事業費用明細表
(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
期首棚卸高	13,487	
医薬品仕入	322,155	
診療材料仕入	196,285	
医療消耗品費	66,286	
給食材料仕入	11,612	
期末棚卸高	17,538	592,287
II 給与費		
給料	4,039,125	
賞与	674,494	
退職給付費用	20,823	
法定福利費	672,741	
通勤費	27,717	5,434,900
III 委託費		
事務委託費	1,181,213	
施設管理委託費	5,627	
警備委託費	40,157	
清掃委託費	130,759	
検査委託費	165,421	
給食委託費	634,119	
洗濯委託費	188,848	
廃棄物処理委託費	29,768	
加工委託費	1,600	
その他委託費	155,581	2,533,093
IV 経費		
職員被服費	14,929	
福利厚生費	33,785	
減価償却費	387,075	
賃借料	131,568	
修繕費	33,464	
研修費	14,886	
消耗品費	145,893	
水道光熱費	219,930	
旅費交通費	12,710	
支払手数料	55,262	
租税公課	164,949	
交際費	23,817	
保険料	17,490	
通信費	37,403	

諸会費	9,204	
車両関係費	34,920	
新聞図書費	1,674	
顧問料	17,772	
地代家賃	397,907	
採用費	74,075	
社員食堂管理料	63,559	
雑費	3,723	
保守料	44,042	
その他医業経費	1,491	
会議費	1,543	
貸倒引当金繰入	△ 28,056	
修繕引当金繰入	△ 1,761	
賞与引当金繰入	6,933	
退職給付引当金繰入	△ 1,580	
役員退職慰労引当金繰入	1,030	
寄付金	12,576	
その他	148,746	2,080,959
V 売上原価		
商品（又は製品）期首たな卸高		
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	6,763	
商品（又は製品）期末たな卸高		6,763
VI その他の事業費用		
		0
事業費用計		10,648,002

独立監査人の監査報告書

令和5年6月23日

医療法人桜十字
理事会御中

中島崇賢公認会計士事務所
東京都新宿区西新宿 7-1-12

公認会計士



監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人桜十字の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

この写しは原本と相違ありません

令和5年7月27日

計算書類に対する理事者及び監事の責任

熊本県南区御幸木部1丁目1番1号

医療法人 桜十字

理事長 倉津 純

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上